

未払い残業代について

天王労務管理事務所 内山 吉則

〈未払い残業とは〉

労働基準法では、1日の労働時間は8時間まで、1週間の労働時間は40時間までと決まっています。これを超える時間に労働者を労働させた場合は、使用者は基礎賃金(※1)の25%増以上の割増賃金(残業代)を支払わなければならないとされています。

労働者が上記の労働時間を超えて働いたにもかかわらず、会社から労働基準法で定められた時間外割増賃金が支払われない場合、この賃金債権を「未払い残業代」と呼びます。労働基準法では、賃金の請求権の時効は2年となっています。したがって労働者は最大で過去2年分までさかのぼって、未払い残業代を請求することができます。

(※1) 割増賃金の計算の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。

〈未払い残業の現状〉

賃金不払残業(サービス残業)是正結果の概要(平成24年度監督指導結果) 平成24年4月から平成25年3月までの1年間に、残業に対する割増賃金が不払いになっているとして、労働基準法違反で是正指導された事案のうち、1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況は、以下のとおりです。

【是正企業数】	1,277企業
【支払われた割増賃金合計額】	104億5,693万円
【対象労働者数】	10万2,379万人
【1企業での最高支払額】	5億408万円(卸売業)

〈未払い残業のリスク〉

賃金不払残業は、法律違反であると同時に、労働者から仕事のやりがいや職場への愛着を奪うことでもあります。その結果は、経営者にとっても大きなマイナスです。長時間労働による労働能力の低下、職場の士気の低下などとどまらず、労働者から過去の未払い残業代を一括して請求された場合などは、会社の事業計画(資金繰り)や取引先への信頼にも深刻な影響を与えかねません。このようなリスクを排除するためにも、賃金不払残業が行われることのない体制づくりが重要です。

〈未払い残業代が発生する主なパターン〉

未払い残業代は、様々な要因が重なって発生しています。主な要因をまとめてみました。

1. 時間管理が行われていない。
2. 割増賃金を支払わないことが以前から慣行化している。
3. 不明瞭な定額払い型(適法にするには法的要件を満たす必要あり)
4. 上限設定型(上限額を超えた場合はカット)
5. 下限設定型(一定の時間までは払わない)
6. 年俸制誤解型(労働時間、時間外労働、賞与の取扱い等が不明瞭)
7. 名ばかり管理職型
8. 端数切り捨て型
9. 手待ち時間(仮眠時間、移動時間)不明瞭型

〈未払い残業に対する対策例〉

1. 年間総労働時間枠(2,085時間)の活用

- 1ヵ月単位の変形労働時間制
- 1年単位の変形労働時間制
- 1週間単位の非定形的変形労働時間制

⇒変形労働時間制を導入すると、時間枠を超えて労働させても割増賃金を支払わなくても良くなります。

2. フレックスタイム制

- 事業場外に関するみなし労働時間制
- 専門業務型裁量労働に関するみなし労働時間制
- 企画業務型裁量労働に関するみなし労働時間制

⇒営業等で事業場外の労働時間を正確に把握する事が難しい場合や、専門性が高い業務等の場合予め決められた所定労働時間働いたとみなす事ができます。

3. 定額(固定)残業代の導入

⇒一定の時間分の残業代を給料に含ませるという制度です。定額残業代制を導入すると、一定の時間分の残業については割増賃金を支払わなくても良くなります。ただし、現在の従業員の給与水準を据え置いたまま、時間外労働分を含むと一方的に規定することは、実質的に賃金の引き下げになりますので、制度を変えるには従業員との個別同意が必要です。⇒定額残業制を導入するにはその他いくつかの注意点があります。

- ①就業規則で定める
- ②雇用契約書に明記する
- ③給料明細に表示する
- ④最初にきちんと説明する
- ⑤一定時間を超過した場合には超過分を支払う

4. 休憩時間の見直し

⇒休憩時間の正確な見直しをする。
⇒残業の際に休憩時間を設ける。

5. 残業届出(申告)制・許可制の導入

⇒残業を行う際には、会社の許可制にし、労働時間の削減を指導しダラダラ残業をなくしていきます。

6. 管理監督者の扱い

7. 代休・振替休日の運用

⇒代休・振替休日の正しい運用によって残業代を削減します。

8. 年次有給休暇の計画的付与の活用

上記のような対策を、現実には則して就業規則に明記し、従業員に周知し運用することで、未払い残業代請求のリスクはかなり軽減することができるはずです。

まずは、労働時間を適正に把握すること。また、自社の就業規則、労務管理上のリスクをチェックしてみることをお勧めします。



【執筆者】天王労務管理事務所 内山 吉則
浜松市東区笠井新田町1626
TEL: 053-434-3112